

## 知っトク社会保険 (2) 「130 万円の壁～被扶養者の要件」

登場人物

**隊おじさん** 自衛隊を退官後、社会保険労務士として個人事務所を開業している。

**友子** 社会のことに興味を持ち始めた中学2年生。隊おじさんは叔父にあたる。

ある日の昼下がり、友子ちゃんと隊おじさんはお客さんからもらったケーキを一緒に食べていました。最近、体重のことが気になり始めた友子ちゃん。隊おじさんからもう1個ケーキを勧められましたが、食べようかどうか悩んでいたところ、最近よく耳にする言葉を思い出しました。

**友子** 隊おじさん、この前テレビで聞いたんだけど、「103 万円の壁」ってなに？

**隊おじさん** 103 万円の壁とはね、給与をもらって働いている人の年間の収入が 103 万円を超えたら、所得税という税金がかかることをいうんだ。

**友子** だから、お母さんは年末になるとパートに行く日数を減らしていたのね。

**隊おじさん** 今年から年収が 160 万円までは所得税がかからないように引き上げるようになったんだ。その他にも 106 万円の壁と 130 万円の壁というものがある。

**友子** 106 万円の壁と 130 万円の壁？

**隊おじさん** 106 万円の壁というのは社会保険の加入条件のことで、130 万円の壁というのは健康保険の被扶養者になる要件のことをいうよ。

**友子** Q：社会保険の加入条件は？

**隊おじさん** A：社会保険の適用を受ける事業所の正社員や法人の代表者、役員その他、パート・アルバイトでも 1 週間の所定労働時間および 1 か月の所定労働日数が常勤労働者の 4 分の 3 以上であれば加入することになる。  
また、従業員数 51 人以上の企業等で働いている学生ではない人で、週の所定労働時間が 20 時間以上で、所定内賃金が月額 88,000 円以上の人であれば、社会保険に加入することになるんだ。これが 106 万円の壁というものだよ。

**友子** Q：130 万円の壁といわれる健康保険の被扶養者になる要件は？

**隊おじさん** A：年間収入 130 万円未満（60 歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は 180 万円未満）で、主として被保険者に生計を維持されている次の人たちが被扶養者になる。

- ① 被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫、兄弟姉妹

- ② ①以外の三親等以内の親族
- ③ 内縁関係の配偶者の父母及び子(当該配偶者の死後も引き続き同居する場合を含む)
- ②、③の場合は同居していることが条件になるんだ。

友子 Q：主として生計を維持されているというのは？

隊おじさん A：被保険者と同居の場合は収入が被保険者の収入の半分未満（※）、別居の場合は収入が被保険者からの仕送り額未満という条件がある。  
※被保険者の収入の半分以上であっても、被保険者の年間収入を上回らない場合には、被扶養者となる場合がある。

友子 Q：年間収入 130 万円未満とはお給料だけが当てはまるの？

隊おじさん A：給与の他に交通費、失業手当等雇用保険から支給される手当や公的年金、健康保険から支給される出産手当金や傷病手当金等も含まれる。

友子 Q：その年に 130 万円以上のお給料をもらっていて退職した人は被扶養者にはなれないの？

隊おじさん A：年間収入というのは、退職した時点以降の年間の見込み収入額のこと  
で、退職してから 130 万円以上の年間収入の見込みがなければ、被扶養者に該当するよ。

友子 色々な壁があるのね。そうだ、103 万円の壁が引き上げられたことだし、私のダイエットの壁も上がったということで、ケーキもう 1 個食べちゃおう。いただきまーす。

隊おじさん (笑)

NPO法人 いきいきライフ相談センター  
お問い合わせは丸岡（会員）が承ります。  
Mail [nmaruoka@jcom.home.ne.jp](mailto:nmaruoka@jcom.home.ne.jp)

筆者自己紹介

氏名：丸岡 伸章（いきいきライフ相談センター）

出身地：北海道札幌市

資格：社会保険労務士、2級ファイナンシャルプランナー、産業カウンセラー、キャリア  
アコンサルタント